

各支給認定保護者の皆様

隣保館認定こども園

令和2年度における施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知について

令和2年度、本園が代理受領した施設型給付費等の額は、各支給認定保護者について、「本園に係る各支給認定子どもの公定価格の額(別紙参照)から、各支給認定保護者に係る利用者負担額を減じた額」となります。具体の額をお知りになりたい場合は、お手数ですが、個別にお問い合わせいただければと思います。

(参考)「法定代理受領」の通知の法的位置付け

- ・ 子ども・子育て支携去(平成 24 年法律第 65 号)に基づく施設型給付費等については、支給認定保護者に対する個人給付としての性質を有するものですが、確実に学校教育・保育に要する費用に充てるため、市町村から本園に対して直接支払いが行われています(この仕組みを「法定代理受領」と呼んでいます)。
- ・ 「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成 26 年内閣府令第 39 号)第 14 条第 1 項(第 50 条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっているため、このたび、令和2年度の実績を御報告するものです。
(あくまで、実績を御報告するものであり、これにより、追加の給付や利用者負担の支払い等が発生するものではありません)

隣保館認定こども園 設置者様

新潟市役所保育課

令和2年度の公定価格の額について

貴施設(事業)における令和2年度の公定価格の額は、以下の表に記載のとおりです。これをもとに、各支給認定保護者の方々に、施設型給付費等の額に係る法定代理受領の通知をお願いします。

(※)子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)に基づく「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準」(平成26年内閣府令第39号)第14条第1項(第50条において準用する場合を含む。)により、特定教育・保育施設等は、法定代理受領した施設型給付費等の額について、支給認定保護者に通知しなければならないこととなっています。

〈各月ごとの年齢別の公定価格の額〉

■教育標準時間認定児童(1号認定児童)

単位:円

	満3歳児	3歳児	4歳以上児
4月	190,090	190,090	173,680
5月	236,550	186,930	170,520
6月	236,550	186,930	170,520
7月	236,550	186,930	170,520
8月	236,550	186,930	170,520
9月	235,780	186,160	169,750
10月	235,100	185,480	169,070
11月	235,100	185,480	169,070
12月	235,100	185,480	169,070
1月	235,100	185,480	169,070
2月	233,740	184,320	167,990
3月	244,570	195,150	178,820

■保育認定児童(2号3号認定児童)

単位:円

	0歳児		1・2歳児		3歳児		4歳以上児	
	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間	標準時間	短時間
4月	214,810	206,840	133,720	125,750	87,870	80,090	71,970	64,190
5月	214,840	206,870	133,750	125,780	87,900	80,120	72,000	64,220
6月	214,810	206,840	133,720	125,750	87,870	80,090	71,970	64,190
7月	214,840	206,870	133,750	125,780	87,900	80,120	72,000	64,220
8月	214,840	206,870	133,750	125,780	87,900	80,120	72,000	64,220
9月	214,840	206,870	133,750	125,780	87,900	80,120	72,000	64,220
10月	214,840	206,870	133,750	125,780	87,900	80,120	72,000	64,220
11月	214,810	206,840	133,720	125,750	87,870	80,090	71,970	64,190
12月	214,810	206,840	133,720	125,750	87,870	80,090	71,970	64,190
1月	214,810	206,840	133,720	125,750	87,870	80,090	71,970	64,190
2月	211,910	204,030	131,960	124,080	87,040	79,160	71,320	63,440
3月	234,160	226,280	154,210	146,330	109,290	101,410	93,570	85,690

(注)上記は、月を通じて在籍した子どもに係る公定価格の額であり、月の途中に入退所した子どもについては、在籍回数に応じた日割り計算を行うことにより、公定価格の額を算出する必要があります。

(注)副食費徴収免除対象者については、1号認定児童は別途225×実施日数(20を超える場合には20)、2号認定児童は別途4,500を追加。